

青森市斎場整備運営等事業 基本協定書(案) 新旧対照表

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧
1	1	第3条	第1項			SPCの設立	第3条 落札者のうちSPCに出資する者（以下「SPC出資企業」という。）は、本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）上の株式会社である取締役設置会社及び監査役設置会社として、別紙1出資割合一覧表記載の出資割合に従い、本事業に係る維持管理・運營業務の遂行のみを目的とするSPCを青森市内に設立し、現行定款の原本証明付写し、商業登記簿履歴事項全部証明書及び別紙2出資者保証書の様式に従って作成した出資者保証書を市に提出するものとする。	第3条 落札者のうちSPCに出資する者（以下「SPC出資企業」という。）は、本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）上の株式会社である取締役設置会社、監査役設置会社及び会計監査人設置会社として、別紙1出資割合一覧表記載の出資割合に従い、本事業に係る維持管理・運營業務の遂行のみを目的とするSPCを青森市内に設立し、現行定款の原本証明付写し、商業登記簿履歴事項全部証明書及び別紙2出資者保証書の様式に従って作成した出資者保証書を市に提出するものとする。
2	5	第9条	第3項			秘密保持	3 落札者は、第1項に定めるほか、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報その他の情報の取扱いについて、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> 及び関係法令等を遵守する責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うとともに、SPCにも同様の責務を負わせるものとする。	3 落札者は、第1項に定めるほか、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報その他の情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、青森市個人情報保護条例（平成17年青森市条例第27号）及び関係法令等を遵守する責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うとともに、SPCにも同様の責務を負わせるものとする。
3	8	別紙2				出資者保証書	1 SPCが、令和●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社である取締役設置会社及び監査役設置会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。	1 SPCが、令和●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社である取締役設置会社、監査役設置会社及び会計監査人設置会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。